

令和 7 年度 実施設計書

審査 設計者

委 託 名 令和 7 年度（債務）道路メンテナンス国庫補助事業（国） 1 5 2 号大井トンネル外道路トンネル定期点検業務

路線河川名 （国） 1 5 2 号大井トンネル外 委 託 箇 所 浜松市天竜区佐久間町大井地内外

委 託 金 額

委 託 期 間 令和 8 年 1 0 月 3 0 日 限 り

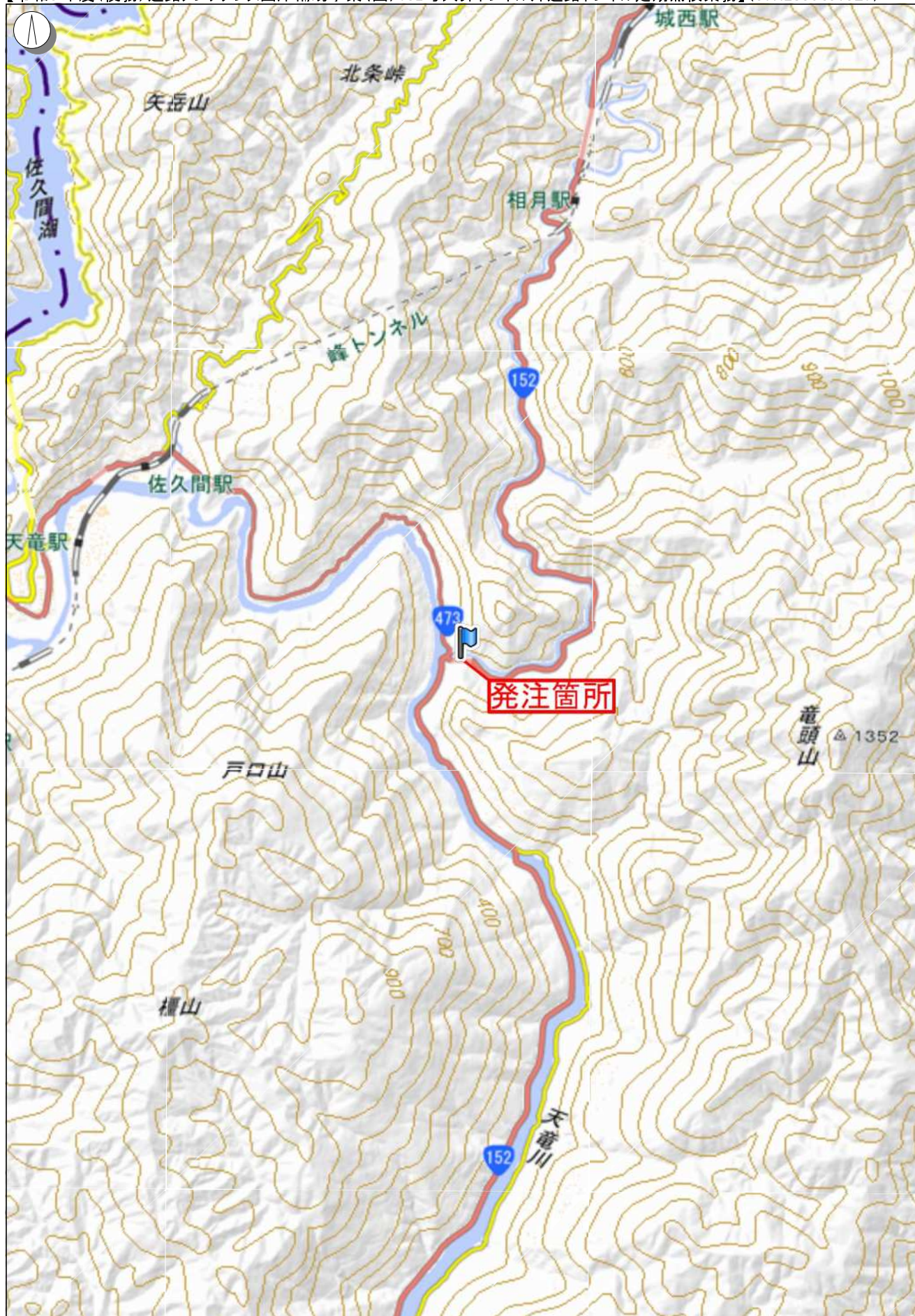
委 託 概 要 道路トンネル定期点検業務 N=1 式
定期点検 N=6 箇所

歩掛・単価適用年度 令和 7 年 1 0 月 基本単価 令和 7 年 1 0 月 地区コード 2 3 0 地区

起 終 点 指 定



内訳表、施工単価表に記載されている機械の機種などは該当機種の使用を指定するものではなく設計上の参考である



【発注箇所座標】緯度:35度4分31.737秒 経度:137度50分34.039秒, X:-59935m Y:-102368m
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 XXXXX、第XXXXX号)

1:50000

位置図

測量試験費内訳表（総括）

[illegible]

測 量 試 験 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
道路施設点検業務委託					
直接人件費					
- 施設点検業務	式	1			
-- 施設点検業務	式	1			
--- トンネル定期点検業務	式	1			
---- 計画準備	式	1			施設第 1号表 ME001 見積
---- 定期点検	式	1			施設第 8号表 ME002 見積
---- 報告書等作成	式	1			施設第 16号表 ME007 見積
---- 打合せ等 中間打合せ=2回	業務	1			施設第 31号表

測 量 試 験 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費計					
直接経費					
旅費交通費	日				施設第 35号表 ME015
電子成果品作成費（その他）	式	1			
機械経費、機械損料及び試験費	式	1			施設第 37号表 ME012
安全費	式	1			施設第 40号表 ME014
直接経費計					
直接原価					
その他原価	式	1			

測 量 試 験 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務原価					
一般管理費等	式	1			
業務価格計					

ME001		計画準備		施設第 1号表		
金	円	1 式 当り		見積		
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
大井トンネル(計画準備) 国道152号		式	1			施設第 2号表 見積 ME020
豆こぼしトンネル(計画準備) 国道473号		式	1			施設第 3号表 見積 ME021
佐久間1号トンネル(計画準備) 主要地方道飯田富山佐久間線		式	1			施設第 4号表 見積 ME022
佐久間2号トンネル(計画準備) 主要地方道飯田富山佐久間線		式	1			施設第 5号表 見積 ME023
佐久間3号トンネル(計画準備) 主要地方道飯田富山佐久間線		式	1			施設第 6号表 見積 ME024
佐久間4号トンネル(計画準備) 主要地方道飯田富山佐久間線		式	1			施設第 7号表 見積 ME025
計						

ME O 2 O

大井トンネル(計画準備)
国道152号

施設第 2号表

金	円	1 式 当り	見積					
積	算	項	目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
主任技師								#
				人				
技師 (B)								#
				人				
技師 (C)								#
				人				
技術員								#
				人				
計								

ME O 2 1

豆こぼしトンネル(計画準備)
国道473号

施設第 3号表

金	円	1 式 当り	見積		
積 算 項 目	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師					#
	人				
技師 (B)					#
	人				
技師 (C)					#
	人				
技術員					#
	人				
計					

ME O 2 2		佐久間1号トンネル(計画準備) 主要地方道飯田富山佐久間線			施設第 4号表	
金	円	1 式 当り	見積			
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人				#
技師 (B)		人				#
技師 (C)		人				#
技術員		人				#
計						

ME 0 2 3		佐久間2号トンネル(計画準備) 主要地方道飯田富山佐久間線			施設第 5号表	
金	円	1 式 当り	見積			
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人				#
技師 (B)		人				#
技師 (C)		人				#
技術員		人				#
計						

ME O 2 4		佐久間3号トンネル(計画準備) 主要地方道飯田富山佐久間線			施設第 6号表	
金	円	1 式 当り	見積			
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人				#
技師 (B)		人				#
技師 (C)		人				#
技術員		人				#
計						

ME O 2 5		佐久間4号トンネル(計画準備) 主要地方道飯田富山佐久間線			施設第 7号表	
金	円	1 式 当り	見積			
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人				#
技師 (B)		人				#
技師 (C)		人				#
技術員		人				#
計						

ME002

定期点検

施設第 8号表

金	円	1 式 当り	見積					
積	算	項	目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
大井トンネル(定期点検) 国道152号				式	1			施設第 9号表 見積 ME030
豆こぼしトンネル(定期点検) 国道473号				式	1			施設第 10号表 見積 ME031
佐久間1号トンネル(定期点検) 主要地方道飯田富山佐久間線 夜間 19:00~翌4:00				式	1			施設第 11号表 見積 ME032
佐久間2号トンネル(定期点検) 主要地方道飯田富山佐久間線 夜間 19:00~翌4:00				式	1			施設第 12号表 見積 ME033
佐久間3号トンネル(定期点検) 主要地方道飯田富山佐久間線 夜間 19:00~翌4:00				式	1			施設第 13号表 見積 ME034
佐久間4号トンネル(定期点検) 主要地方道飯田富山佐久間線 夜間 19:00~翌4:00				式	1			施設第 14号表 見積 ME035
計								

ME O 3 O		大井トンネル(定期点検) 国道152号			施設第 9号表	
金	円	1 式 当り	見積			
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
技師 (B)		人				#
技師 (C)		人				#
技術員		人				#
計						

ME O 3 1		豆こぼしトンネル(定期点検) 国道473号		施設第 10号表		
金	円	1 式 当り		見積		
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
技師 (B)		人				#
技師 (C)						#
技術員		人				#
計						

ME032		佐久間1号トンネル(定期点検) 主要地方道飯田富山佐久間線 夜間 19:00-翌4:00			施設第 11号表	
金	円	1 式 当り	見積			
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
技師 (B)		人				夜間割増 19:00-翌4:00 #
技師 (C)		人				夜間割増 19:00-翌4:00 #
技術員		人				夜間割増 19:00-翌4:00 #
計						

ME033

佐久間2号トンネル(定期点検)
主要地方道飯田富山佐久間線
夜間 19:00-翌4:00

施設第 12号表

金	円	1 式 当り				見積	
積 算 項 目			単位	数量	単 価	金 額	摘 要
技師 (B)			人				夜間割増 19:00-翌4:00 #
技師 (C)							夜間割増 19:00-翌4:00 #
技術員			人				夜間割増 19:00-翌4:00 #
計							

ME O 3 4		佐久間3号トンネル(定期点検) 主要地方道飯田富山佐久間線 夜間 19:00-翌4:00			施設第 13号表	
金	円	1 式 当り			見積	
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
技師 (B)		人				夜間割増 19:00-翌4:00 #
技師 (C)						夜間割増 19:00-翌4:00 #
技術員		人				夜間割増 19:00-翌4:00 #
計						

ME O 3 5		佐久間4号トンネル(定期点検) 主要地方道飯田富山佐久間線 夜間 19:00-翌4:00			施設第 14号表	
金	円	1 式 当り			見積	
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
技師 (B)		人				夜間割増 19:00-翌4:00 #
技師 (C)						夜間割増 19:00-翌4:00 #
技術員		人				夜間割増 19:00-翌4:00 #
計						

金 円		1 式 当り		見 積			
積 算 項 目		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
定期点検記録様式作成		式	1			施設第 16号表 ME008	
						見 積	
ひび割れ密度計算		式	1			施設第 23号表 ME009	
						見 積	
報告書作成		式	1			施設第 30号表 ME011	
						見 積	
計							

ME008		定期点検記録様式作成			施設第 16号表	
金	円	1 式 当り			見積	
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
大井トンネル(定期点検記録様式作成) 国道152号		式	1			施設第 17号表 見積 ME040
豆こぼしトンネル(定期点検記録様式作成) 国道473号		式	1			施設第 18号表 見積 ME041
佐久間1号トンネル(定期点検記録様式作成) 主要地方道飯田富山佐久間線		式	1			施設第 19号表 見積 ME042
佐久間2号トンネル(定期点検記録様式作成) 主要地方道飯田富山佐久間線		式	1			施設第 20号表 見積 ME043
佐久間3号トンネル(定期点検記録様式作成) 主要地方道飯田富山佐久間線		式	1			施設第 21号表 見積 ME044
佐久間4号トンネル(定期点検記録様式作成) 主要地方道飯田富山佐久間線		式	1			施設第 22号表 見積 ME045
計						

金 円		1 式 当り		見 積		
積 算 項 目		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技 師 (B)		人				#
技 師 (C)						#
技 術 員		人				#
計						

ME O 4 1		豆こぼしトンネル(定期点検記録様式作成)			施設第 18号表	
金 円		1 式 当り			見積	
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
技師 (B)						#
		人				
技師 (C)						#
		人				
技術員						#
		人				
計						

ME O 4 2

佐久間1号トンネル(定期点検記録様式作成)
主要地方道飯田富山佐久間線

施設第 19号表

金	円	1 式 当り	見積		
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
技師 (B)	人				#
技師 (C)					#
技術員	人				#
計					

ME 0 4 3

佐久間2号トンネル(定期点検記録様式作成)
主要地方道飯田富山佐久間線

施設第 20号表

金	円	1 式 当り	見積		
積 算 項 目	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (B)	人				#
技師 (C)					#
技術員	人				#
計					

ME O 4 4

佐久間3号トンネル(定期点検記録様式作成)
主要地方道飯田富山佐久間線

施設第 21号表

金	円	1 式 当り	見積					
積	算	項	目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (B)				人				#
技師 (C)				人				#
技術員				人				#
計								

ME O 4 5

佐久間4号トンネル(定期点検記録様式作成)
主要地方道飯田富山佐久間線

施設第 22号表

金	円	1 式 当り	見積		
積 算 項 目	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (B)	人				#
技師 (C)					#
技術員	人				#
計					

ME009

ひび割れ密度計算

施設第 23号表

金	円	1 式 当り	見 積					
積	算	項	目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
大井トンネル(ひび割れ密度計算) 国道152号				式	1			施設第 24号表 見 積 ME050
豆こぼしトンネル(ひび割れ密度計算) 国道473号				式	1			施設第 25号表 見 積 ME051
佐久間1号トンネル(ひび割れ密度計算) 主要地方道飯田富山佐久間線				式	1			施設第 26号表 見 積 ME052
佐久間2号トンネル(ひび割れ密度計算) 主要地方道飯田富山佐久間線				式	1			施設第 27号表 見 積 ME053
佐久間3号トンネル(ひび割れ密度計算) 主要地方道飯田富山佐久間線				式	1			施設第 28号表 見 積 ME054
佐久間4号トンネル(ひび割れ密度計算) 主要地方道飯田富山佐久間線				式	1			施設第 29号表 見 積 ME055
計								

ME O 5 O		大井トンネル(ひび割れ密度計算) 国道152号			施設第 24号表	
金	円	1 式 当り	見積			
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
技師 (C)						#
		人				
技術員						#
		人				
計						

ME O 5 1		豆こぼしトンネル(ひび割れ密度計算) 国道473号			施設第 25号表	
金	円	1 式 当り	見積			
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
技師 (C)						#
		人				
技術員						#
		人				
計						

ME O 5 2

佐久間1号トンネル(ひび割れ密度計算)
主要地方道飯田富山佐久間線

施設第 26号表

金	円	1 式 当り	見 積		
積 算 項 目	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (C)					#
	人				
技術員					#
	人				
計					

ME053		佐久間2号トンネル(ひび割れ密度計算) 主要地方道飯田富山佐久間線			施設第 27号表	
金	円	1 式 当り	見積			
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
技師 (C)						#
		人				
技術員						#
		人				
計						

ME O 5 4

佐久間3号トンネル(ひび割れ密度計算)
主要地方道飯田富山佐久間線

施設第 28号表

金	円	1 式 当り	見積		
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
技師 (C)					#
	人				
技術員					#
	人				
計					

ME O 5 5		佐久間4号トンネル(ひび割れ密度計算) 主要地方道飯田富山佐久間線			施設第 29号表	
金	円	1 式 当り	見積			
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
技師 (C)						#
		人				
技術員						#
		人				
計						

ME O 1 1

報告書作成

施設第 30号表

金	円	1 式 当り	見積					
積	算	項	目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
主任技師								#
				人				
技師 (B)								#
				人				
技師 (C)								#
				人				
技術員								#
				人				
計								

打合せ等 中間打合せ=2回						施設第 31号表	
金	円	1 業務 当り					
積 算 項 目			単位	数量	単 価	金 額	摘 要
業務着手時							施設第 32号表
			回				
中間打合せ							施設第 33号表
			回				
成果品納入時							施設第 34号表
			回				
計							

業務着手時

施設第 32号表

業務着手時

施設第 32号表

金 円		1 回 当 り				
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人				
技師 (A)		人				
技師 (B)		人				
計						

中間打合せ						施設第 33号表
金 円 1 回 当 り						
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人				
技師 (A)		人				
技師 (B)		人				
計						

成果品納入時						施設第 34号表	
金 円		1 回 当 り					
積 算 項 目		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
主任技師		人					
技師 (A)		人					
技師 (B)		人					
計							

ME015		旅費交通費				施設第 35号表	
金	円	1 日 当り					
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要	
ライトバン運転						施設第 36号表 見積	ME016
		日					
計							

ME O 1 6

ライトバン運転

施設第 36号表

金 円		1 日 当り				
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド		L	5. 2			
ライトバン 1. 5 L (運転時間あたり損料)		時間				
ライトバン 1. 5 L (供用日あたり損料)		日				
計						

ME012		機械経費、機械損料及び試験費				施設第 37号表	
金	円	1 式 当り					
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要	
高所作業車運転		日				施設第 38号表 見積	ME013
高所作業車運転（夜間）		日				施設第 39号表 見積 夜間 19:00-翌4:00	ME017
計							

ME013		高所作業車運転				施設第 38号表	
金	円	1 日 当り		見積			
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要	
運転手 (一般)						#	
		人					
軽油 パトロール給油							
		L	21.84				
高所作業車 [トラック架装・垂直昇降・プラットフォーム型] 損料 作業床高9.9m積載荷重1000kg							
		時間					
計							

ME O 1 7		高所作業車運転 (夜間)				施設第 39号表	
金 円		1 日 当り		見積 夜間 19:00-翌4:00			
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要	
運転手 (一般)						夜間割増 19:00-翌4:00	#
軽油 パトロール給油		人					
		L	21.84				
高所作業車 [トラック架装・垂直昇降・プラットフォーム型] 損料 作業床高9.9m積載荷重1000kg							
		時間					
計							

ME O 1 4		安全費		施設第 40号表		
金	円	1 式 当り		見積		
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
安全費(指定路線)		日				施設第 41号表 大井トンネル 国道152号 ME018
安全費(指定路線以外)		日				施設第 42号表 豆こぼしトンネル 国道473号 ME056
安全費(指定路線以外) 夜間 19:00~翌4:00		日				施設第 43号表 佐久間1号トンネル 主要地方道飯田富山佐久間線 ME019
安全費(指定路線以外) 夜間 19:00~翌4:00		日				施設第 43号表 佐久間2号トンネル 主要地方道飯田富山佐久間線 ME019
安全費(指定路線以外) 夜間 19:00~翌4:00		日				施設第 43号表 佐久間3号トンネル 主要地方道飯田富山佐久間線 ME019
安全費(指定路線以外) 夜間 19:00~翌4:00		日				施設第 43号表 佐久間4号トンネル 主要地方道飯田富山佐久間線 ME019
保安施設 規制看板等		式	1			見積
計						

ME 0 1 8

安全費(指定路線)

施設第 41号表

金 円		1 日 当り				
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員A		人	1			
交通誘導警備員B		人	2			
計						

ME 0 5 6		安全費(指定路線以外)				施設第 42号表	
金	円	1 日 当り					
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要	
交通誘導警備員B							
		人	3				
計							

ME O 1 9

安全費(指定路線以外)
夜間 19:00-翌4:00

施設第 43号表

金円

1 日 当り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員B					
	人				
計					
					</

添付書類一覧（特記仕様書等）		添付
【契約関係及び全般】		
令和6年度 浜松市道路橋定期点検業務仕様書		
債務負担事業に係る特記仕様書		○
委託特記仕様書（直接人件費100万円以上）		○
委託特記仕様書（直接人件費100万円未満）		
【業務実施関係】		
浜松市測量・調査業務共通仕様書		
浜松市土木設計業務共通仕様書		
電算帳票作成業務委託特記仕様書		
委託業務検討会特記仕様書		
落橋防止構造等に関する特記仕様書		
新技術の活用に関する特記仕様書		
土質調査（CBR試験）に関する特記仕様書		
塩化物試験特記仕様書		
橋梁修繕標準特記仕様書		
橋梁補修設計に伴う舗装厚試掘調査 特記仕様書		
橋梁補修設計に伴う中性化試験（ドリル法）特記仕様書		
橋梁補修設計に伴う塗膜分析調査特記仕様書		
照査特記仕様書		
道路トンネル修繕設計特記仕様書		
道路橋定期点検業務における新技術活用の特記仕様書		
道路トンネル定期点検業務に関する特記仕様書		○
道路橋定期点検業務に関する特記仕様書		
履行条件明示		
【納品書類関係】		
電子納品に関する特記仕様書		
【業務環境関係】		

債務負担事業に係る特記仕様書

- 1 本業務は令和7年度～令和8年度の2ヶ年に係る債務負担事業として執行する。
- 2 契約金額に係る各会計年度の支払限度額は以下のとおりとする。
令和7年度 契約金額の 0.0%
令和8年度 契約金額の 100.0%
- 3 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は以下のとおりとする。
令和7年度 契約金額の 0.0%
令和8年度 契約金額の 100.0%
- 4 本業務は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。なお、各年度の前払金額は以下のとおりとする。
令和7年度 0円
令和8年度 契約金額の 30%以内の額

令和 7 年度(債務)道路メンテナンス国庫補助事業
(国)152 号大井トンネル外道路トンネル定期点検業務に関する特記仕様書

- 1 本業務に適用する仕様書は、「令和 7 年度浜松市道路トンネル定期点検業務委託仕様書」とし、その後の改定も含むものとする。
- 2 本業務で実施したトンネルの点検・診断結果は、令和 8 年 6 月までに委託者に提出すること。
- 3 浜松市道路施設点検・診断判定合同ワーキンググループの結果をふまえた報告書を成果品として提出すること。

令和7年度浜松市道路トンネル定期点検業務委託仕様書

第1条（適用範囲）

本仕様書は、浜松市（以下、「委託者」という）が委託する「令和7年度(債務)道路メンテナンス国庫補助事業(国)152号大井トンネル外道路トンネル定期点検業務（以下、「本業務」という）」に適用する。

第2条（業務目的）

本業務は、「浜松市道路トンネル定期点検要領（令和7年3月 浜松市土木部）」（以下、「点検要領」という。）に基づき、委託者が管理する道路トンネル（以下、「トンネル」という。）について、道路法に基づく定期点検（以下、「定期点検」又は「点検」という。）を行うものである。定期点検は、道路利用者への被害の回避、通行止めなど長期にわたる機能不全の回避、長寿命化への時宜を得た対応などのトンネルに係る維持管理を適切に行うために必要な情報を得ることを目的に実施するものである。

第3条（適用基準等）

本業務は、本仕様書によるほか、以下の基準に基づき実施する。

名称	発行機関	発行年	適用・参考
浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書	浜松市	令和5年4月	
浜松市道路トンネル維持管理ガイドライン【本体工編】	浜松市土木部	令和7年3月	
浜松市道路トンネル定期点検要領	浜松市土木部	令和7年3月	
道路トンネル維持管理便覧【本体工編】	公益社団法人 日本道路協会	令和2年8月	参考
新技術利用のガイドライン（案）	国土交通省	平成31年2月	参考
点検支援技術 性能カタログ	国土交通省	令和7年4月	参考
インフラ維持管理における新技術導入の手引き（案）	国土交通省	令和3年3月	参考

第4条（業務対象）

本業務の対象は、別紙1「位置図」のとおりとする。また、別添「過年度道路トンネル定期点検結果」に対象のトンネルの諸元を示す。なお、本業務は、対象のトンネルについて3回目の定期点検を行うものである。

第5条（管理技術者）

受託者は、管理技術者として、以下のいずれかの資格を有する者を配置するものとする。

1. 技術士（総合技術監理部門：建設〔トンネル〕）
2. 技術士（建設部門：トンネル）
3. 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定」に基づき、トンネルの「点検」及び「診断」の担当技術者、かつ、「計画・調査・設計」の管理技術者・照査技術者として技術者登録簿に登録された資格

第6条（担当技術者）

受託者は、本業務の実施にあたり、点検・調査に従事する担当技術者として点検員と調査技術者を各1名以上定めるものとする。担当技術者は、それぞれ以下の資格要件を満たす者とする。なお、調査技術者は管理技術者を兼務することができるが、点検員を兼務することはできない。

1. 点検員の資格要件

点検員は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定」に基づき、トンネルの「点検」の担当技術者として技術者登録簿に登録された資格を有し、かつ、以下に示すいずれかの実務経験を有する者とする。

- （1）大学卒業後、5年以上のトンネルに関する実務経験を有する者
- （2）短大・高専卒業後、8年以上のトンネルに関する実務経験を有する者
- （3）高校卒業後、11年以上のトンネルに関する実務経験を有する者

2. 調査技術者の資格要件

調査技術者は、前条に示す管理技術者に求める資格のいずれかを有する者とする。

第7条（点検補助員）

点検補助員は、必要により配置されるもので、点検員の指示により変状・異常箇所の記録や、写真撮影等の作業、また点検員の安全確保のために周辺警戒を行うなど、点検員の補助を行う。

第8条（点検支援新技術の活用）

1. 適用範囲

第9条の「2. 定期点検」において、近接目視以外の手法で、調査技術者が自らの近接目視によって行う状態把握及び健全性の診断と同等の評価が行えると判断できる場合は、委託者と協議の上、その手法（以下、「点検支援新技術」という。）を、近接目視を基本とする範囲と考え、適用することができる。

2. 対象とする点検支援新技術

対象とする点検支援新技術は、以下に示すいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 国土交通省「公共事業等における新技術活用システム (NETIS)」の評価情報に事後評価結果が掲載されている技術 (NETIS 登録番号の情報種別記号が「-VE」であること)
- (2) 国土交通省「点検支援技術 性能カタログ」に掲載されている技術

3. 点検支援新技術活用の流れ

受注者は、下図を参考に、現地踏査の上、当該業務において導入効果が期待できる点検支援新技術を選定し、当該技術の対象範囲、活用目的等を整理して、原則 1 つ以上の従来技術と比較（後述 5. (2) ～ (6)）のうえ、発注者と協議を行う。なお、採用となった新技術においては、設計変更協議の対象とする。

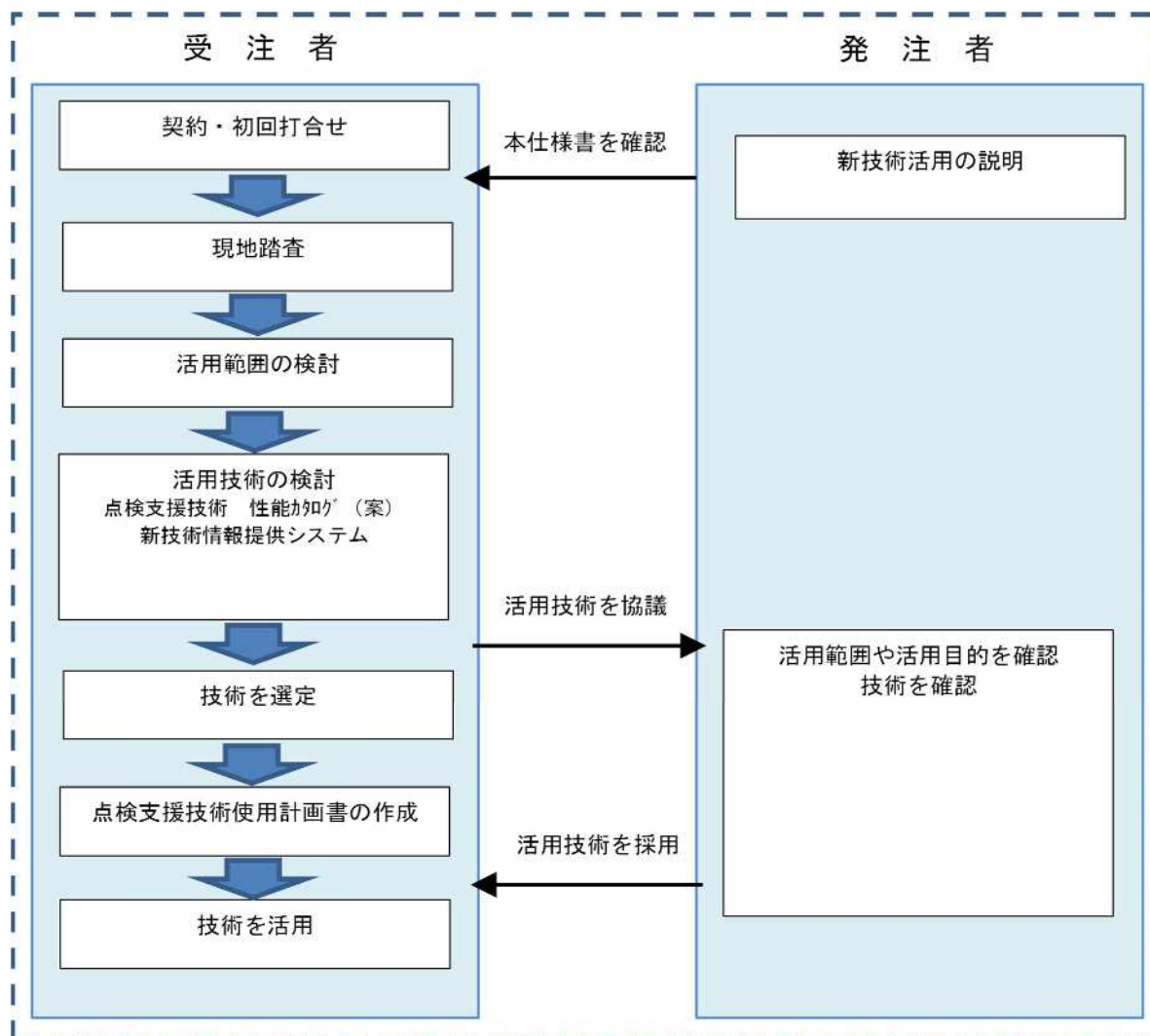


図 点検支援新技術活用の流れ

4. 点検支援新技術使用計画書の作成・提出

受注者は、検討した点検支援新技術の活用について発注者の合意が得られ次第、以下を記載した点検支援新技術使用計画書を作成し提出すること。なお、作成にあたっては、「新技術利用のガイドライン（案）平成31年2月 国土交通省」を参考とすること。

- (1) 対象部位・部材及び対象変状
- (2) 対象範囲
- (3) 活用目的
- (4) 活用の程度
- (5) 使用機器と選定理由
- (6) 精度管理

5. 点検支援新技術の検討結果の報告

点検支援新技術活用を検討した結果について、以下の項目をまとめた点検支援新技術検討報告書を作成すること。なお、検討した結果、不採用となった場合は、その旨を報告書に記載すること。同報告書の様式は自由様式とする。

- (1) 採用または検討したが不採用となった新技術の名称（技術番号を含む）
- (2) 従来技術と比較したトータルコスト（材料費・労務費・機器費）
- (3) 従来技術と比較した点検期間の短縮日数
- (4) 従来技術と比較した人工（点検と調書作成を区分して記載）
- (5) 従来技術と比較したコスト削減効果
- (6) 従来技術と比較した点検精度の向上、技術者の環境改善

第9条（業務内容）

1. 計画準備

(1) 業務計画書作成

業務に先立ち業務計画書の作成を行う。

(2) 資料収集整理

対象トンネルの建設時の設計図書や地質関係資料・施工記録等を収集し、トンネル建設時の諸元や周辺状況を把握する。また、前回の定期点検や日常点検等の記録、前回の定期点検以降の詳細調査・監視結果及び補修・補強記録、附属物等の交換・撤去・設備全体の更新等の記録等を収集し、過去に発生した変状や対策を実施した箇所、最新の諸元等を把握する。

(3) 現地踏査

点検・調査に先立ち、対象トンネルの変状等の概要及び周辺状況を確認し、点検・調査方法や高所作業車等の資機材の計画立案に必要な情報を得るための現地踏査を

実施する。この際、交通状況や点検・調査に伴う交通規制の方法等についても把握し、記録する（写真撮影を含む）。

（４）点検・調査作業計画書作成

現地踏査後、点検・調査作業計画書を作成する。点検・調査作業計画書に記載する事項は次のとおりとする。

- １）業務概要
- ２）対象トンネル概要（諸元、前回定期点検・補修等の記録の一覧）
- ３）対象トンネル位置図（浜松市全域）
- ４）現地踏査の調査記録（トンネル毎）
- ５）実施方針（点検・調査方法、点検・調査数量、使用機械、仮設備等）
- ６）実施工程
- ７）実施体制（点検・調査に従事する者の氏名、資格、作業内容等）
- ８）連絡体制（緊急時含む）
- ９）安全管理計画（交通規制含む）
- １０）関係機関協議（交通規制含む）
- １１）点検支援新技術使用計画書（点検支援新技術が採用された場合）
- １２）点検支援新技術検討報告書
- １３）その他委託者が必要と判断した事項

２．定期点検

点検要領に基づき、状態把握、対策区分の判定、健全性の診断を行う。

（１）状態把握

以下に留意し、近接目視又は採用した点検支援新技術（以下、「新技術」）、打音検査、触診等により、トンネル本体工の状態、及び附属物の取付状態を把握する。

- １）トンネル本体工の全延長に対して近接目視又は新技術により状況を観察し、近接目視又は新技術により変状が確認されない場合でも、覆工・坑門表面を全面的に打音検査する。
- ２）近接目視又は新技術で滴水以上の漏水が見られた場合は、ストップウォッチとメスシリンダー等の計量器具を用いて、１分当たりの漏水量を測定する。
- ３）附属物に対して近接目視、打音検査、触診を行う。
- ４）道路利用者被害の可能性のあるコンクリートのうき・はく離、附属物の取付状態の異常等を発見した場合は、点検作業の範囲内で応急措置（うき・はく離のたたき落とし、ボルトの締直し等）を行う。
- ５）トンネルの安全性や道路利用者被害の防止などの観点から、緊急に対策を講じる必要がある変状を発見した場合は、直ちに委託者に報告する。

(2) 対策区分の判定

点検要領に基づき、トンネル本体工の変状の状態、及び附属物の取付状態を判定する。

なお、応急措置が必要な変状・異常の対策区分の判定は、応急措置を行う前と後の両方で行う。また、矢板工法により建設されたトンネルで、「3. 詳細調査」を行った場合は、その結果を踏まえて対策区分を判定する。

(3) 健全性の診断

点検要領に基づき、変状等の健全性の診断、覆工スパン毎の健全性の診断、及びトンネル毎の健全性の診断を行う。

3. 報告書等作成

定期点検記録様式、詳細調査の記録、及び報告書の作成を行う。

(1) 定期点検記録様式作成

点検要領に基づき、定期点検記録様式を作成する。定期点検記録様式は、浜松市がホームページに公開しているもの（Excel 形式）を使用する。なお、定期点検記録様式の作成にあたっては、委託者の指示に従うとともに、委託者が指示するファイル名の命名規則に対応した定期点検記録様式の電子データを第 11 条で定める電子データとは別に委託者に提出すること。定期点検記録様式は監督員から提供する浜松市道路施設データベースシステムによる取込ツールを使用し、取込用データも作成すること。

なお、損傷図については別紙 2（損傷図に係る進行状況記載方法）を参考に記載すること。

(2) ひび割れ密度計算

「道路トンネル定期点検業務積算基準（暫定版）（平成 31 年 2 月 国土交通省道路局）」に基づくひびわれ密度 C を計算し、任意の様式（Excel 形式）にとりまとめる。

(3) 報告書作成

本業務において作成した資料を整理し、報告書としてとりまとめる。

点検・調査結果から、措置（応急対策、本対策、監視）及び詳細調査（変状の発生原因や進行性の推定のための調査、対策工設計のための調査）が必要と判断される場合は、その概要（措置及び詳細調査の方法、実施時期、費用等）を委託者が貸与する「道路トンネル長寿命化計画提案様式」にとりまとめるとともに、その根拠を報告書に整理する。

(4) 全国道路施設点検データベース (xROAD) 登録

作成した点検記録様式(様式1～様式3)を全国道路施設点検データベースの登録要領に沿って登録する。登録内容のデータベースへの反映は、登録日の翌日となるため、登録日の翌日以降に登録内容が適正に反映されているか確認を行うこと。なお、全国道路施設点検データベースの使用については、発注者の許可を得て実施するものとする。

第10条 (打合せ協議)

打合せは、以下の区切りにおいて行うことを基本とする。また、業務完了時を除き、以下の打合せにおいて「確認項目一覧表(トンネル定期点検)」について確認する。

1. 業務着手時

業務計画書を基に、業務の目的、点検・調査の方法、対象、工程等の概要について方針の確認を行うとともに、業務に必要な資料の貸与を行う。

2. 中間①

現地踏査の実施後、点検・調査の実施に先立ち、点検・調査の具体的な方法、数量、実施工程等について、点検・調査作業計画書を基に確認を行う。

3. 中間②

定期点検記録様式及び詳細調査記録の作成後、その記録内容、点検・調査結果に基づき必要と判断される措置及び詳細調査の内容について確認を行う。

4. 業務完了時

成果品のとりまとめの完了後、成果品の内容等について、速やかに確認を行う。

5. その他委託者が必要と認めた場合

第11条 (成果品)

本業務における成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|----|
| 1. 報告書(A4版製本) | 1部 |
| 2. 報告書(概要版) | 1部 |
| 3. 報告書の電子データ(DVD-R等の電子媒体に記録) | 1部 |

第12条（安全管理等）

受託者は、交通状況に即した適切な安全の確保を図るものとする。

交通誘導員の配置及び規制内容は下表を標準とするが、現場条件や交通管理者との協議等により人数及び配置箇所を変更する必要がある場合は、委託者と協議するものとする。

表-交通誘導員の標準配置

番号	施設名	路線名	作業時間	規制内容	日当たり配置人数
1	大井トンネル	(国)152号	昼間	片側交互通行	交通誘導員 A×1名 交通誘導員 B×2名
2	豆こぼしトンネル	(国)473号	昼間	片側交互通行	交通誘導員 A×1名 交通誘導員 B×2名
3	佐久間1号トンネル	(主)飯田富山佐久間線	夜間	大型車両通行止	交通誘導員 B×3名
4	佐久間2号トンネル	(主)飯田富山佐久間線	夜間	大型車両通行止	交通誘導員 B×3名
5	佐久間3号トンネル	(主)飯田富山佐久間線	夜間	大型車両通行止	交通誘導員 B×3名
6	佐久間4号トンネル	(主)飯田富山佐久間線	夜間	大型車両通行止	交通誘導員 B×3名

第13条（契約期間）

本業務で実施したトンネルの点検・診断結果は、令和8年6月までに委託者に提出すること。

なお、その後の期間は庁内で開催する「道路施設点検・診断判定会議」による報告書の修正期間とする。

第14条（疑義）

本業務の実施にあたり、本仕様書、関係法令及び規則等に定めのない事項等に疑義が生じた場合は、委託者と受託者でその都度協議し、業務が円滑に進むよう努めるものとする。

令和7年度浜松市道路トンネル定期点検業務委託仕様書

第1条（適用範囲）

本仕様書は、浜松市（以下、「委託者」という）が委託する「令和7年度(債務)道路メンテナンス国庫補助事業(国)152号大井トンネル外道路トンネル定期点検業務（以下、「本業務」という）」に適用する。

第2条（業務目的）

本業務は、「浜松市道路トンネル定期点検要領（令和7年3月 浜松市土木部）」（以下、「点検要領」という。）に基づき、委託者が管理する道路トンネル（以下、「トンネル」という。）について、道路法に基づく定期点検（以下、「定期点検」又は「点検」という。）を行うものである。定期点検は、道路利用者への被害の回避、通行止めなど長期にわたる機能不全の回避、長寿命化への時宜を得た対応などのトンネルに係る維持管理を適切に行うために必要な情報を得ることを目的に実施するものである。

第3条（適用基準等）

本業務は、本仕様書によるほか、以下の基準に基づき実施する。

名称	発行機関	発行年	適用・参考
浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書	浜松市	令和5年4月	
浜松市道路トンネル維持管理ガイドライン【本体工編】	浜松市土木部	令和7年3月	
浜松市道路トンネル定期点検要領	浜松市土木部	令和7年3月	
道路トンネル維持管理便覧【本体工編】	公益社団法人 日本道路協会	令和2年8月	参考
新技術利用のガイドライン（案）	国土交通省	平成31年2月	参考
点検支援技術 性能カタログ	国土交通省	令和7年4月	参考
インフラ維持管理における新技術導入の手引き（案）	国土交通省	令和3年3月	参考

第4条（業務対象）

本業務の対象は、別紙1「位置図」のとおりとする。また、別添「過年度道路トンネル定期点検結果」に対象のトンネルの諸元を示す。なお、本業務は、対象のトンネルについて3回目の定期点検を行うものである。

第5条（管理技術者）

受託者は、管理技術者として、以下のいずれかの資格を有する者を配置するものとする。

1. 技術士（総合技術監理部門：建設〔トンネル〕）
2. 技術士（建設部門：トンネル）
3. 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定」に基づき、トンネルの「点検」及び「診断」の担当技術者、かつ、「計画・調査・設計」の管理技術者・照査技術者として技術者登録簿に登録された資格

第6条（担当技術者）

受託者は、本業務の実施にあたり、点検・調査に従事する担当技術者として点検員と調査技術者を各1名以上定めるものとする。担当技術者は、それぞれ以下の資格要件を満たす者とする。なお、調査技術者は管理技術者を兼務することができるが、点検員を兼務することはできない。

1. 点検員の資格要件

点検員は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定」に基づき、トンネルの「点検」の担当技術者として技術者登録簿に登録された資格を有し、かつ、以下に示すいずれかの実務経験を有する者とする。

- （1）大学卒業後、5年以上のトンネルに関する実務経験を有する者
- （2）短大・高専卒業後、8年以上のトンネルに関する実務経験を有する者
- （3）高校卒業後、11年以上のトンネルに関する実務経験を有する者

2. 調査技術者の資格要件

調査技術者は、前条に示す管理技術者に求める資格のいずれかを有する者とする。

第7条（点検補助員）

点検補助員は、必要により配置されるもので、点検員の指示により変状・異常箇所の記録や、写真撮影等の作業、また点検員の安全確保のために周辺警戒を行うなど、点検員の補助を行う。

第8条（点検支援新技術の活用）

1. 適用範囲

第9条の「2. 定期点検」において、近接目視以外の手法で、調査技術者が自らの近接目視によって行う状態把握及び健全性の診断と同等の評価が行えると判断できる場合は、委託者と協議の上、その手法（以下、「点検支援新技術」という。）を、近接目視を基本とする範囲と考え、適用することができる。

2. 対象とする点検支援新技術

対象とする点検支援新技術は、以下に示すいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 国土交通省「公共事業等における新技術活用システム (NETIS)」の評価情報に事後評価結果が掲載されている技術 (NETIS 登録番号の情報種別記号が「-VE」であること)
- (2) 国土交通省「点検支援技術 性能カタログ」に掲載されている技術

3. 点検支援新技術活用の流れ

受注者は、下図を参考に、現地踏査の上、当該業務において導入効果が期待できる点検支援新技術を選定し、当該技術の対象範囲、活用目的等を整理して、原則 1 つ以上の従来技術と比較（後述 5. (2) ～ (6)）のうえ、発注者と協議を行う。なお、採用となった新技術においては、設計変更協議の対象とする。

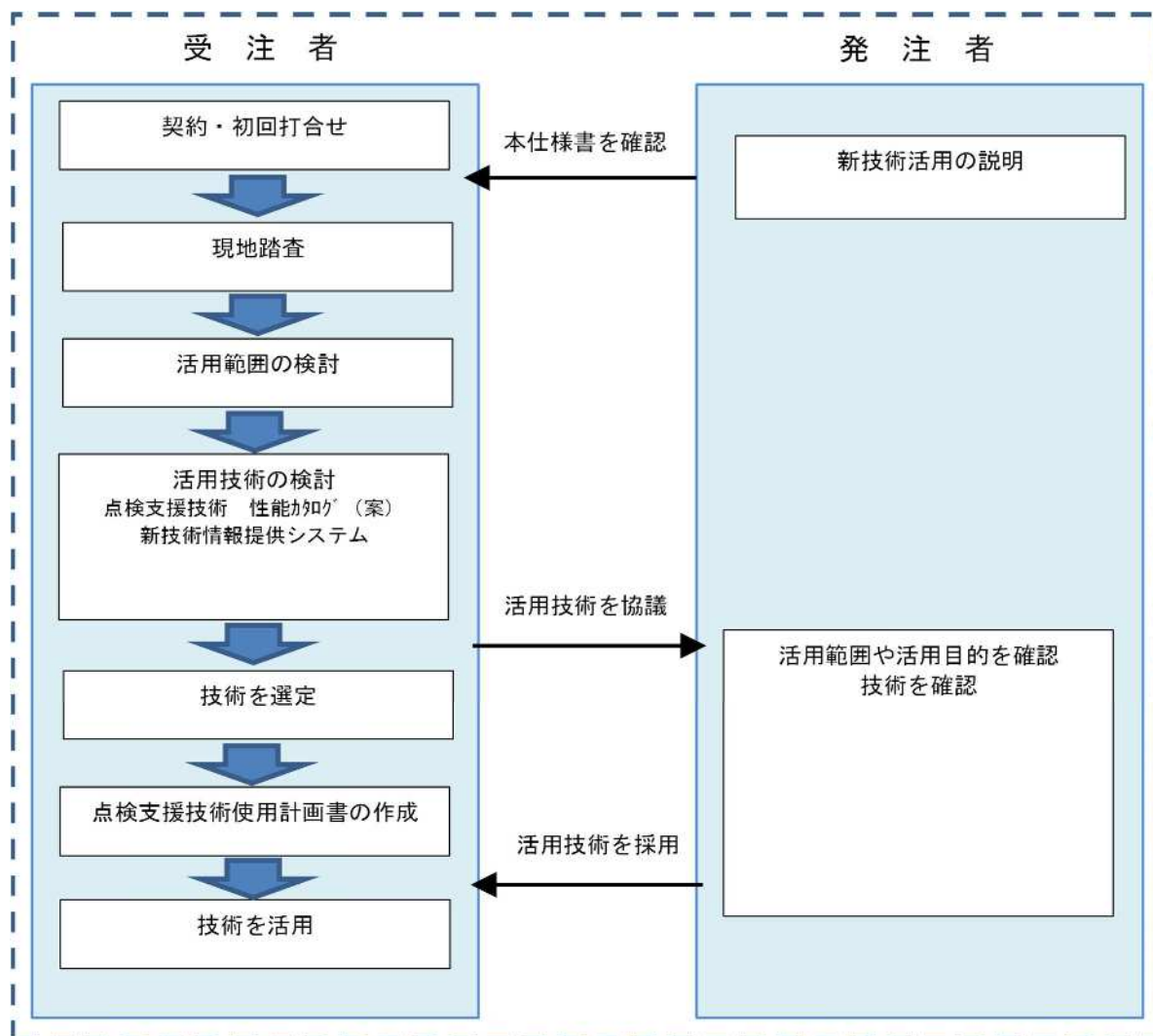


図 点検支援新技術活用の流れ

4. 点検支援新技術使用計画書の作成・提出

受注者は、検討した点検支援新技術の活用について発注者の合意が得られ次第、以下を記載した点検支援新技術使用計画書を作成し提出すること。なお、作成にあたっては、「新技術利用のガイドライン（案）平成31年2月 国土交通省」を参考とすること。

- (1) 対象部位・部材及び対象変状
- (2) 対象範囲
- (3) 活用目的
- (4) 活用の程度
- (5) 使用機器と選定理由
- (6) 精度管理

5. 点検支援新技術の検討結果の報告

点検支援新技術活用を検討した結果について、以下の項目をまとめた点検支援新技術検討報告書を作成すること。なお、検討した結果、不採用となった場合は、その旨を報告書に記載すること。同報告書の様式は自由様式とする。

- (1) 採用または検討したが不採用となった新技術の名称（技術番号を含む）
- (2) 従来技術と比較したトータルコスト（材料費・労務費・機器費）
- (3) 従来技術と比較した点検期間の短縮日数
- (4) 従来技術と比較した人工（点検と調書作成を区分して記載）
- (5) 従来技術と比較したコスト削減効果
- (6) 従来技術と比較した点検精度の向上、技術者の環境改善

第9条（業務内容）

1. 計画準備

(1) 業務計画書作成

業務に先立ち業務計画書の作成を行う。

(2) 資料収集整理

対象トンネルの建設時の設計図書や地質関係資料・施工記録等を収集し、トンネル建設時の諸元や周辺状況を把握する。また、前回の定期点検や日常点検等の記録、前回の定期点検以降の詳細調査・監視結果及び補修・補強記録、附属物等の交換・撤去・設備全体の更新等の記録等を収集し、過去に発生した変状や対策を実施した箇所、最新の諸元等を把握する。

(3) 現地踏査

点検・調査に先立ち、対象トンネルの変状等の概要及び周辺状況を確認し、点検・調査方法や高所作業車等の資機材の計画立案に必要な情報を得るための現地踏査を

実施する。この際、交通状況や点検・調査に伴う交通規制の方法等についても把握し、記録する（写真撮影を含む）。

（４）点検・調査作業計画書作成

現地踏査後、点検・調査作業計画書を作成する。点検・調査作業計画書に記載する事項は次のとおりとする。

- １）業務概要
- ２）対象トンネル概要（諸元、前回定期点検・補修等の記録の一覧）
- ３）対象トンネル位置図（浜松市全域）
- ４）現地踏査の調査記録（トンネル毎）
- ５）実施方針（点検・調査方法、点検・調査数量、使用機械、仮設備等）
- ６）実施工程
- ７）実施体制（点検・調査に従事する者の氏名、資格、作業内容等）
- ８）連絡体制（緊急時含む）
- ９）安全管理計画（交通規制含む）
- １０）関係機関協議（交通規制含む）
- １１）点検支援新技術使用計画書（点検支援新技術が採用された場合）
- １２）点検支援新技術検討報告書
- １３）その他委託者が必要と判断した事項

２．定期点検

点検要領に基づき、状態把握、対策区分の判定、健全性の診断を行う。

（１）状態把握

以下に留意し、近接目視又は採用した点検支援新技術（以下、「新技術」）、打音検査、触診等により、トンネル本体工の状態、及び附属物の取付状態を把握する。

- １）トンネル本体工の全延長に対して近接目視又は新技術により状況を観察し、近接目視又は新技術により変状が確認されない場合でも、覆工・坑門表面を全面的に打音検査する。
- ２）近接目視又は新技術で滴水以上の漏水が見られた場合は、ストップウォッチとメスシリンダー等の計量器具を用いて、１分当たりの漏水量を測定する。
- ３）附属物に対して近接目視、打音検査、触診を行う。
- ４）道路利用者被害の可能性のあるコンクリートのうき・はく離、附属物の取付状態の異常等を発見した場合は、点検作業の範囲内で応急措置（うき・はく離のたたき落とし、ボルトの締直し等）を行う。
- ５）トンネルの安全性や道路利用者被害の防止などの観点から、緊急に対策を講じる必要がある変状を発見した場合は、直ちに委託者に報告する。

（２）対策区分の判定

点検要領に基づき、トンネル本体工の変状の状態、及び附属物の取付状態を判定する。

なお、応急措置が必要な変状・異常の対策区分の判定は、応急措置を行う前と後の両方で行う。また、矢板工法により建設されたトンネルで、「３．詳細調査」を行った場合は、その結果を踏まえて対策区分を判定する。

（３）健全性の診断

点検要領に基づき、変状等の健全性の診断、覆工スパン毎の健全性の診断、及びトンネル毎の健全性の診断を行う。

３．報告書等作成

定期点検記録様式、詳細調査の記録、及び報告書の作成を行う。

（１）定期点検記録様式作成

点検要領に基づき、定期点検記録様式を作成する。定期点検記録様式は、浜松市がホームページに公開しているもの（Excel 形式）を使用する。なお、定期点検記録様式の作成にあたっては、委託者の指示に従うとともに、委託者が指示するファイル名の命名規則に対応した定期点検記録様式の電子データを第 11 条で定める電子データとは別に委託者に提出すること。定期点検記録様式は監督員から提供する浜松市道路施設データベースシステムによる取込ツールを使用し、取込用データも作成すること。

なお、損傷図については別紙 2（損傷図に係る進行状況記載方法）を参考に記載すること。

（２）ひび割れ密度計算

「道路トンネル定期点検業務積算基準（暫定版）（平成 31 年 2 月 国土交通省道路局）」に基づくひびわれ密度 C を計算し、任意の様式（Excel 形式）にとりまとめる。

（３）報告書作成

本業務において作成した資料を整理し、報告書としてとりまとめる。

点検・調査結果から、措置（応急対策、本対策、監視）及び詳細調査（変状の発生原因や進行性の推定のための調査、対策工設計のための調査）が必要と判断される場合は、その概要（措置及び詳細調査の方法、実施時期、費用等）を委託者が貸与する「道路トンネル長寿命化計画提案様式」にとりまとめるとともに、その根拠を報告書に整理する。

(4) 全国道路施設点検データベース (xROAD) 登録

作成した点検記録様式(様式1～様式3)を全国道路施設点検データベースの登録要領に沿って登録する。登録内容のデータベースへの反映は、登録日の翌日となるため、登録日の翌日以降に登録内容が適正に反映されているか確認を行うこと。なお、全国道路施設点検データベースの使用については、発注者の許可を得て実施するものとする。

第10条 (打合せ協議)

打合せは、以下の区切りにおいて行うことを基本とする。また、業務完了時を除き、以下の打合せにおいて「確認項目一覧表(トンネル定期点検)」について確認する。

1. 業務着手時

業務計画書を基に、業務の目的、点検・調査の方法、対象、工程等の概要について方針の確認を行うとともに、業務に必要な資料の貸与を行う。

2. 中間①

現地踏査の実施後、点検・調査の実施に先立ち、点検・調査の具体的な方法、数量、実施工程等について、点検・調査作業計画書を基に確認を行う。

3. 中間②

定期点検記録様式及び詳細調査記録の作成後、その記録内容、点検・調査結果に基づき必要と判断される措置及び詳細調査の内容について確認を行う。

4. 業務完了時

成果品のとりまとめの完了後、成果品の内容等について、速やかに確認を行う。

5. その他委託者が必要と認めた場合

第11条 (成果品)

本業務における成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|----|
| 1. 報告書(A4版製本) | 1部 |
| 2. 報告書(概要版) | 1部 |
| 3. 報告書の電子データ(DVD-R等の電子媒体に記録) | 1部 |

第 12 条（安全管理等）

受託者は、交通状況に即した適切な安全の確保を図るものとする。

交通誘導員の配置及び規制内容は下表を標準とするが、現場条件や交通管理者との協議等により人数及び配置箇所を変更する必要がある場合は、委託者と協議するものとする。

表-交通誘導員の標準配置

番号	施設名	路線名	作業時間	規制内容	日当たり配置人数
1	大井トンネル	(国)152 号	昼間	片側交互通行	交通誘導員 A×1 名 交通誘導員 B×2 名
2	豆こぼしトンネル	(国)473 号	昼間	片側交互通行	交通誘導員 B×3 名
3	佐久間 1 号トンネル	(主)飯田富山佐久間線	夜間	大型車両通行止	交通誘導員 B×3 名
4	佐久間 2 号トンネル	(主)飯田富山佐久間線	夜間	大型車両通行止	交通誘導員 B×3 名
5	佐久間 3 号トンネル	(主)飯田富山佐久間線	夜間	大型車両通行止	交通誘導員 B×3 名
6	佐久間 4 号トンネル	(主)飯田富山佐久間線	夜間	大型車両通行止	交通誘導員 B×3 名

第 13 条（契約期間）

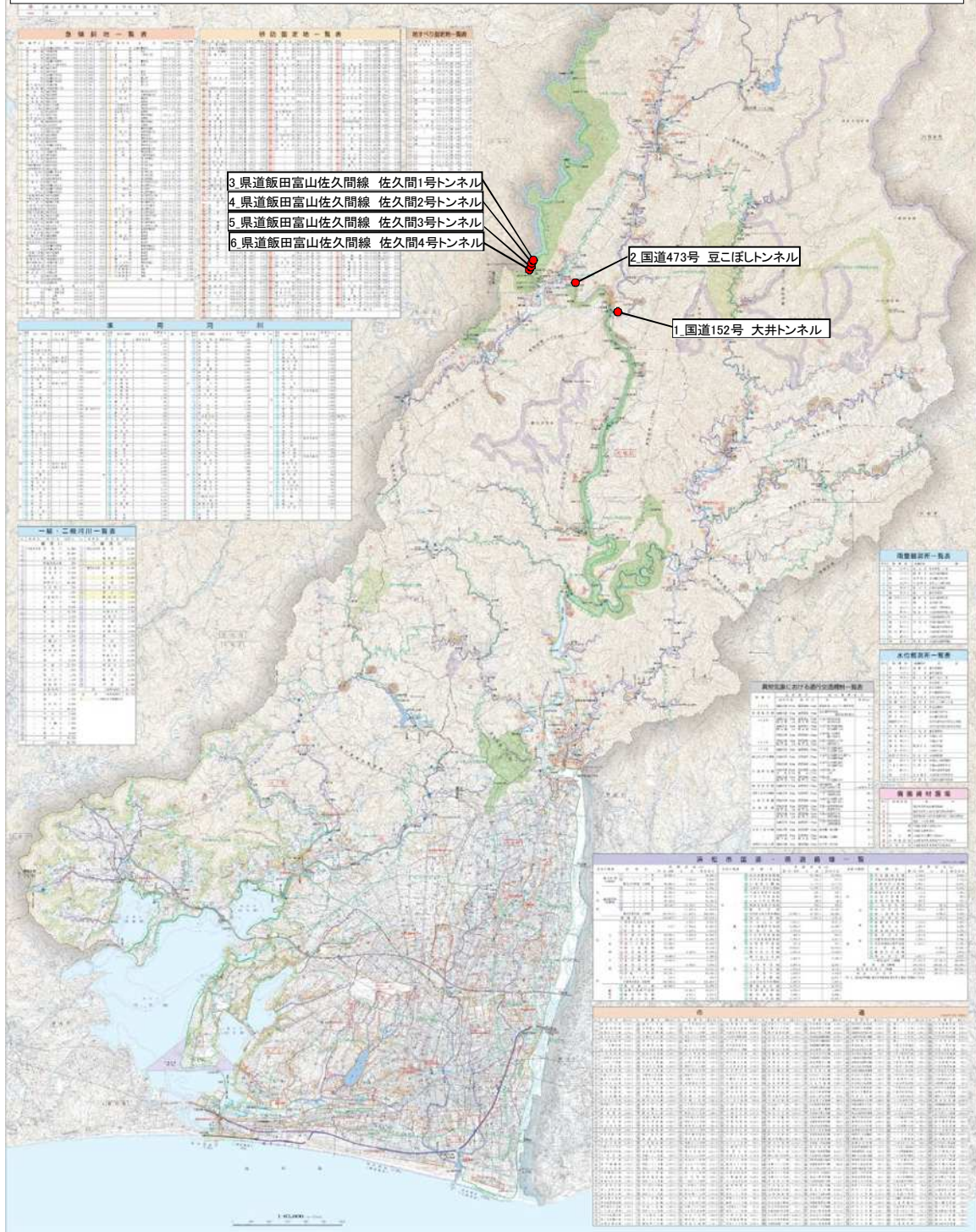
本業務で実施したトンネルの点検・診断結果は、令和8年6月までに委託者に提出すること。

なお、その後の期間は庁内で開催する「道路施設点検・診断判定会議」による報告書の修正期間とする。

第 14 条（疑義）

本業務の実施にあたり、本仕様書、関係法令及び規則等に定めのない事項等に疑義が生じた場合は、委託者と受託者でその都度協議し、業務が円滑に進むよう努めるものとする。

道路トンネル定期点検対象位置図

令和7年度(債務)道路メンテナンス国庫補助事業
(国)152号大井トンネル外道路トンネル定期点検業務

路線名	施設名	箇所名		構造形式	建設年度 (西暦)	延長 (m)	幅員 (m)	前回点検 の健全性
		区名	町字名					
国道152号	大井トンネル	天竜区	佐久間町大井	矢板	1974	143.7	7.5	Ⅱ
国道473号	豆こぼしトンネル	天竜区	佐久間町佐久間	NATM	1933	303.0	8.5	Ⅱ
県道飯田富山佐久間線	佐久間1号トンネル	天竜区	佐久間町佐久間	矢板	1954	392.4	6.5	Ⅲ
県道飯田富山佐久間線	佐久間2号トンネル	天竜区	佐久間町佐久間	矢板	1954	258.6	6.5	Ⅲ
県道飯田富山佐久間線	佐久間3号トンネル	天竜区	佐久間町佐久間	矢板	1954	143.3	6.5	Ⅲ
県道飯田富山佐久間線	佐久間4号トンネル	天竜区	佐久間町中部	矢板	1954	245.7	6.5	Ⅱ

■トンネル台帳 トンネル諸元、非常用施設諸元 【様式A-1】

■トンネル台帳 トンネル諸元、非常用施設諸元 【様式A-1】												管理番号		35.07547,137.84192								
フリガナ 名 称		オオイトンネル 大井トンネル		路線名		(国) 152号				管理者名		浜松市		緊急輸送道路		有						
														代替路の有無		有						
所在地		自	浜松市天竜区佐久間町大井		作成者		日本工営株式会社 中村 美夫				作成年月日		2022年1月24日		トンネル延長		L= 143.7 m					
		至	浜松市天竜区佐久間町大井										トンネルの分類		陸上トンネル（掘進工法）							
起点	緯度		35° 04′ 31.70″		完成年月日		1974年		舗装	種 別		コンクリート系		トンネル非常用施設	施設の内訳		種別・方式	型式	個数	更新年度		
	経度		137° 50′ 30.90″				供用年月日			1974年 <th colspan="2">厚 さ</th> <td colspan="2">－</td> <th rowspan="2">通報設備</th> <td colspan="2">通話型通報設備</td>		厚 さ			－						通報設備	通話型通報設備
終点	緯度		35° 04′ 31.40″		トンネル区分		D			排水	面 積		－		設置 設備 報	操作型通報設備		自動通報設備				
	経度		137° 50′ 37.60″		内装種類		覆工(内装なし)				更新年次		－			非常警報設備						
一般有料区分			無料		天井板種類		－		坑門	種 別		U型側溝排水		消火設備	消 火 器							
土かぶり			－ m		起点	形式		面壁型		更新年次		－			消火栓設備							
内空断面積			－ m ²			終点	延長		0 m		施設		種別・方式		避難誘導設備	誘導表示設備						
交 通 量			1.929 台/日		形式		面壁型		照明		ナトリウム灯		56			避難情報提供設備						
幅員	道 路 幅		7.50 m		竣工 巻厚	アーチ		60 cm		換気		自然換気		その他の設備	避難通路							
	車 道 幅		2.75 m			側 壁		60 cm		標識					避難誘導設備							
			2.75 m					60 cm <th colspan="2">警報表示板</th> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">避難通路</td>		警報表示板					避難通路							
	歩道等幅		1.50 m			インバート		－ cm		吸音板											排煙設備	
高さ	建築限界高		－ m		半径	アーチ		－ cm						予備発電設備	給水栓設備							
	中央高		－ m			側 壁		－ cm							無線通信補助設備							
	有効高		4.5 m			インバート		－ cm							水噴霧設備							
線形	縦断勾配		－		占用物件	種類		寸 法 <th colspan="2">管理者名</th> <td colspan="2">更新年次<th rowspan="6">関連設備</th><td colspan="2">監視設備</td><td rowspan="6"></td><td rowspan="6"></td><td rowspan="6"></td><td rowspan="6"></td></td>		管理者名		更新年次 <th rowspan="6">関連設備</th> <td colspan="2">監視設備</td> <td rowspan="6"></td> <td rowspan="6"></td> <td rowspan="6"></td> <td rowspan="6"></td>		関連設備	監視設備							
	直線区間長		－					<th colspan="2"></th> <td colspan="2"><td colspan="2">予備発電設備</td></td>				<td colspan="2">予備発電設備</td>			予備発電設備							
	曲線 区間	区間長		－				<th colspan="2"></th> <td colspan="2"><td colspan="2"></td></td>				<td colspan="2"></td>										
		起点側クロソイド*		－				<th colspan="2"></th> <td colspan="2"><td colspan="2"></td></td>				<td colspan="2"></td>										
		曲線半径		－				<th colspan="2"></th> <td colspan="2"><td colspan="2"></td></td>				<td colspan="2"></td>										
		終点側クロソイド*		－				<th colspan="2"></th> <td colspan="2"><td colspan="2"></td></td>				<td colspan="2"></td>										
トンネル工法			矢板工法								その他		非常駐車帯									
													方向転換所									

※緯度・経度については、秒の少数第二位の単位まで記入すること。（例；36度20分35.56秒の場合、362035.36と入力）

■トンネル台帳 トンネル諸元、非常用施設諸元 【様式A-1】

■トンネル台帳 トンネル諸元、非常用施設諸元 【様式A-1】														管理番号		35.09119,137.81533										
フリガナ 名 称		マメコボシトンネル 豆こぼしトンネル		路線名		(国) 473号				管理者名		浜松市				緊急輸送道路		あり								
																代替路の有無		あり								
所在地		自	浜松市天竜区佐久間町佐久間		作成者		日本工営株式会社				作成年月日		2022年3月11日		トンネル延長		L= 299 m									
		至	浜松市天竜区佐久間町佐久間										トンネルの分類		陸上トンネル（掘進工法）											
起点	緯度		35° 05′ 28.30″		完成年月日		1993年		舗装	種 別		コンクリート系		トンネル非常用施設	施設の内訳		種別・方式		型式		個数		更新年度			
	経度		137° 48′ 55.20″		供用年月日		1993年			厚 さ		-			通報設備	通話型通報設備										
終点	緯度		35° 05′ 23.50″		トンネル区分		D			排水	面 積		-			設備警報	操作型通報設備									
	経度		137° 49′ 05.40″		内装種類		覆工(内装なし)				更新年次		-		自動通報設備											
一般有料区分			無料			天井板種類			—			種 別	U型側溝排水			トンネル非常用施設	非常警報設備									
土かぶり			- m			坑門	起 点	形式		面壁型			更新年次	-			消火設備	消 火 器								
内空断面積			- m ²					終 点	延長		0 m			施設		種別・方式		個数		更新年次		消火栓設備 <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td>				
交 通 量			2,702 台/日				竣工巻厚		側 壁	形式		面壁型		照明	ナトリウム灯		79				避難誘導設備	誘導表示設備				
幅員	道 路 幅		8.5 m		半径			延長		0 m		道路附属物等	換気		自然換気							避難情報提供設備 <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td>				
	車 道 幅		3.0 m			アーチ	30 cm		標識 <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <th colspan="2"><th colspan="2">避難通路</th><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></th>								<th colspan="2">避難通路</th> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td>		避難通路							
			3.0 m				側 壁		- cm		警報表示板 <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <th colspan="2">排煙設備</th> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td>								排煙設備							
	歩道等幅		1.5 m			インバート		- cm		<td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <th colspan="2">給水栓設備</th> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td>									給水栓設備							
高さ	建築限界高		- m		占用物件	アーチ		325 cm									その他の設備	無線通信補助設備								
	中央高		- m			側 壁		- cm										水噴霧設備 <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td>								
	有効高		4.7 m			インバート		- cm			<th colspan="2"></th> <td colspan="2"></td> <th colspan="2">監視設備<td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></th>							監視設備 <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td>								
線形	縦断勾配		-				種 類		寸 法		管理者名		更新年次		非常用施設 関連設備 その他	予備発電設備										
	直線区間長		-																							
	曲線区間	区間長		-																						
		起点側クソイド*		-																						
		曲線半径		-																						
		終点側クソイド*		-																						
トンネル工法			山岳トンネル工法（NATM）										非常駐車帯 <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td>													
													方向転換所 <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td>													

※緯度・経度については、秒の少数第二位の単位まで記入すること。（例；36度20分35.56秒の場合、362035.36と入力）

35.09906,137.79567

※緯度・経度については、秒の少数第二位の単位まで記入すること。（例；36度20分35.56秒の場合、362035.36と入力）

※緯度・経度については、秒の少数第二位の単位まで記入すること。（例；36度20分35.56秒の場合、362035.36と入力）

■トンネル台帳 トンネル諸元、非常用施設諸元 【様式A-1】

管理番号		35.09483,137.79653				
浜松市		緊急輸送道路			無	
		代替路の有無			無	
年1月24日		トンネル延長	L= 258.6 m			
		トンネルの分類	陸上トンネル（掘進工法）			
系 						

※緯度・経度については、秒の少数第二位の単位まで記入すること。（例；36度20分35.56秒の場合、362035.36と入力）

■トンネル台帳 トンネル諸元、非常用施設諸元 【様式A-1】

■ トンネル台帳 トンネル諸元、非常用施設諸元 【様式A-1】														トンネルID		35.09119,137.79653					
フリガナ 名 称		サクマサンゴウトンネル 佐久間3号トンネル			路線名		(主) 飯田富山佐久間線				管理者名		浜松市		緊急輸送道路		無				
															代替路の有無		無				
所在地		自	浜松市天竜区佐久間町佐久間			作成者		日本工営株式会社 中村 美夫				作成年月日		2022年1月24日		トンネル延長		L= 143.3 m			
		至	浜松市天竜区佐久間町佐久間											トンネルの分類		陸上トンネル（掘進工法）					
起点	緯度		35° 05′ 28.30″			完成年月日		1954年		舗装	種 別		アスファルト系		トンネル非常用施設	施設の内訳		種別・方式	型式	個数	更新年度
	経度		137° 47′ 47.50″					1954年			厚 さ		－			通報設備					
終点	緯度		35° 05′ 33.30″			トンネル区分		D			面 積		－			設備		操作型通報設備			
	経度		137° 47′ 48.50″			内装種類		覆工(内装なし)			更新年次		－			自動通報設備					
一般有料区分			無料			天井板種類		－		排水	種 別		U型側溝排水		設備警報	非常警報設備					
土かぶり			－ m			坑門	起点	形式	面壁型		更新年次		－			消火設備	消 火 器				
内空断面積			－ m ²					延長	0 m		施設		種別・方式	個数	更新年次 <th colspan="2">消火栓設備</th>		消火栓設備				
交 通 量			549 台/日				終点		形式	面壁型		道路附属物等	照明		ナトリウム灯	39		避難誘導設備	誘導表示設備		
幅員	道 路 幅		6.5 m					延長	0 m		換気		自然換気			避難情報提供設備					
	車 道 幅	2.25 m			アーチ	30 cm			標識						避難通路						
		2.25 m				側 壁	30 cm		警報表示板						排煙設備						
	高さ	歩道等幅		－ m			インバート	－ cm		吸音板					その他の設備	給水栓設備					
建築限界高		－ m			アーチ	325 cm						無線通信補助設備									
中央高		－ m				側 壁	－ cm						水噴霧設備								
線形	有効高		4.5 m				インバート	－ cm						監視設備							
	縦断勾配		－			<td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">予備発電設備</td>						予備発電設備									
	直線区間長		－			種類	寸 法		管理者名		更新年次		非常用施設								
	曲線区間	区間長		－																	
		起点側クロソイト*		－																	
曲線半径		－																			
終点側クロソイト*		－											非常駐車帯								
トンネル工法			矢板工法									その他		方向転換所							

※緯度・経度については、秒の少数第二位の単位まで記入すること。(例; 36度20分35.56秒の場合、362035.36と入力)

35.08978,137.79764

※緯度・経度については、秒の少数第二位の単位まで記入すること。（例；36度20分35.56秒の場合、362035.36と入力）

※緯度・経度については、秒の少数第二位の単位まで記入すること。（例；36度20分35.56秒の場合、362035.36と入力）

確認項目一覧表（道路トンネル定期点検）

業務名：令和7年度(債務)道路メンテナンス国庫補助事業
(国)152号大井トンネル外道路トンネル定期点検業務

受託者名：

委託者名： 浜松市 土木部 天竜土木整備事務所

確認 (業務着手時)	令和	年	月	日	業務責任者名： 印
確認 (中間①)	令和	年	月	日	業務責任者名： 印
確認 (中間②)	令和	年	月	日	業務責任者名： 印

道路トンネル定期点検 確認項目一覧表

打合せ 区切り	項目	主な内容	提示資料	確認		備考
				該当 対象	チェック	
業務着手時	業務の目的、方針	1) 目的、主旨を理解したか。	業務計画書		可・否	
		2) 点検の適用基準（点検要領・マニュアル等）を確認したか。	〃		可・否	
		3) 点検・調査の方法、対象範囲及び工程について、具体的方針を理解したか。	〃		可・否	
	業務体制	4) 業務責任者は資格要件を満足しているか。	〃		可・否	
	貸与資料	5) 貸与資料の不足及び追加事項はあるか。	指定なし		可・否	
中間①	資料収集整理	6) トンネル台帳、過去の点検記録、措置履歴等の既存資料を収集・整理したか。	指定なし		可・否	
	現地踏査	7) トンネル位置、立地環境、交通状況、交通規制の要否、点検・調査の作業方法等を現地で確認したか。	指定なし		可・否	
	点検・調査 作業計画書	8) 点検・調査内容が把握されているか。	点検・調査作業計画書		可・否	
		9) 点検作業の範囲内で応急措置を行うべき変状・異常や、緊急に対策を講じる必要がある変状を発見した場合の対応方法について理解しているか。	〃		可・否	
		10) 点検支援技術は、業務仕様書の要件を満足しているか。また、点検支援技術使用計画が具体的に記載されているか。	〃		可・否	点検支援技術を使用しない場合は確認不要
		11) 実施体制が具体的に記載されているか。また、調査技術者、点検員は資格要件を満足しているか。	〃		可・否	
		12) 実施工程に無理がなく、わかりやすい記載か。また、複数のトンネルを点検・調査する場合、点検・調査の順番は効率的か。	〃		可・否	
		13) 安全管理計画には、交通状況に即した適切な安全の確保が図られる体制が具体的に示されているか。	〃		可・否	
		14) 緊急時を含む連絡体制が記載されているか。	〃		可・否	
		15) 必要な点検用具や機材が準備されているか。	指定なし		可・否	
中間②	定期点検 詳細調査	16) 点検作業の範囲内で応急措置を行うべき変状・異常があったか。あった場合、応急措置が適切に行われたか。	報告書		可・否	
		17) 緊急に対策を講じる必要がある変状があったか。あった場合、発注者に報告し適切な対応が行われたか。	〃		可・否	
		18) 点検・調査作業計画書に基づいて点検・調査が実施されているか。	指定なし		可・否	
	報告書等作成	19) 業務仕様書及び委託者の指示に基づき、定期点検記録様式が正しく作成されているか。	定期点検記録様式		可・否	
		20) 定期点検記録様式のうちトンネル台帳の情報が現場の状況と整合していたか。異なっていた場合、当該様式を修正したか。	〃		可・否	
		21) 成果品とは別に、業務仕様書及び委託者の指示に基づき命名した定期点検記録様式の電子データを提出したか。	〃		可・否	
		22) 変状の状態を正確に記録したか。	〃		可・否	
		23) 変状写真と変状展開図は整合しているか。また、変状展開図の凡例と変状は整合しているか。	〃		可・否	
		24) 詳細調査を行った場合は、その結果を踏まえて対策区分の判定が行われているか。	〃		可・否	
		25) 健全性の診断について、委託者に説明し、その妥当性を確認したか。	指定なし		可・否	
		26) 詳細調査の記録が、任意の様式で適切にとりまとめられているか。	指定なし		可・否	
		26) 点検・調査結果に基づき、必要な措置・詳細調査を委託者の指示に基づき提案するとともに、その根拠を報告書に整理したか。	報告書		可・否	
		27) 点検支援技術を活用した結果が、任意の様式で適切にとりまとめられているか。	指定なし		可・否	点検支援技術を使用しない場合は確認不要